

# ブラジルにおける青少年保護のための インターネット規制と運用

2012年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

本報告書に関する問い合わせ先：  
日本貿易振興機構(ジェトロ)  
調査企画課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL: 03-3582-5544

FAX: 03-3582-5309

email: [ORA@jetro.go.jp](mailto:ORA@jetro.go.jp)

#### 【免責条項】

ジェトロは、本書の記載内容に関して生じた直接、間接的若しくは懲罰的損害及び利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされている場合であっても同様とします。

(C)JETRO 2012

本報告書の無断転載を禁ずる。

アンケート返送先 FAX 03-3582-5309

email: ORA@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 調査企画課 宛

● ジェトロアンケート ●  
「ブラジルにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用」  
に関するアンケート

ジェトロでは将来の市場として、潜在的需要が高い可能性のある国や地域のマーケット情報を日本の中堅中小企業の方々に紹介することを目的に本調査を実施いたしました。報告書をお読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。

■質問1:「ブラジルにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用」について、どのように思われましたでしょうか？(○をひとつ)

4:役に立った    3:まあ役に立った    2:あまり役に立たなかった    1:役に立たなかった

■質問2:上記のように判断された理由、また、その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3:その他、ジェトロへの今後のご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	□企業・団体	会社・団体名
		部署名

～ご協力有難うございました～

## 目次

1. インターネットに関する青少年保護法 .....	2
1-1. 法律の有無 .....	2
1-2. 意識向上政策 .....	2
1-3. 今後の規制の見込み .....	2
1-4. その他のインターネットに関わる法令 .....	3
1-5. ブラジルの青少年保護法について .....	4
2. ホットライン .....	6
2-1. ホットライン「Safer Net」 .....	6
2-2. 「Safer Net」の対応手順 .....	7
2-3. 「Safer Net」のメンバー制度 .....	7
2-4. ホットラインとしての州警察のインターネット犯罪特別部署 .....	9
3. 規制に関する問い合わせ先 .....	12
3-1. インターネット管理評議会 .....	12
4. インターネット規制監査団体 .....	16
4-1. ブラジルインターネット協会 .....	16
4-2. ブラジル小規模インターネットプロバイダ協会 .....	17

## 1. インターネットに関する青少年保護法

### 1-1. 法律の有無

法務省によれば、ブラジルにおいてはインターネットコンテンツの制限を目的とした法律は存在しない。例えばアダルトコンテンツへのアクセスも法律によって規制は行なわれておらず、閲覧者の年齢確認といった処置は各サイトの運営者の良識な判断に委ねられている。

青少年保護・インターネットに関わる法務省・科学技術省によれば、規制が未だ存在しない理由として、現在のところブラジルの法律に従う必要のない海外のドメインを使用することで規制は簡単に回避されてしまうのが実情であること、また 1 つの規制を定めることで様々な追加的な規制の要求が発生する可能性があるため避けられているとのことである。

### 1-2. 意識向上政策

インターネットより青少年にもたらされる問題・危険性に対する警告や家庭内でのコンテンツ管理を行なうための保護者に対する教育が、主に法務省・科学技術省により意識向上政策として行なわれている。これはコンテンツ閲覧の制限は各家庭内にて実施されるべきとして、政府がインターネットについて知識のない保護者に対して新しい実情に適應できる方法を教えるものとなっている。

### 1-3. 今後の規制の見込み

現在、下院にて「インターネット民事境界法案(Marco Civil da Internet: PL2126/2011)」というインターネットの使用規定に関する法案の審議が行なわれている。現在ブラジルにはインターネットに関して正式に規定する法令は存在しないが、この法令により初めてインターネットに関する規則が法的に明文化されることになる。しかし、同法令はインターネット利用における人権の尊重や多様性を原則とするまでに止まっており、表現の自由やプライバシーの確保、アクセスする権利などの基本的な規則が定められるもので、青少年によるインターネットのアクセス制限に関する規則に関しては言及されていない。

同法案を皮切りとして青年保護に関する規制に関し新たに検討されることも考えられるが、現在のところ同法案の承認の目処も立っていない。

#### 1-4. その他のインターネットに関わる法令

インターネットのアクセス制限に直接関わるものではないが、映画・ビデオ・DVD・ビデオゲームなど主にオーディオ・ビジュアル作品に対する年齢別レーティング制度を規定する「2006年6月14日付省令1,100号」が存在する。同省令にはこれらの作品のインターネット経由での購入及びダウンロードも適用範囲に含まれており、販売業者がインターネットサイト上で作品を販売する場合には同令に定められる年齢別レーティングを表示する必要がある。下記に年齢別レーティング制度の年齢区分を示す。

##### <2006年付省令第1100号 年齢別レーティング制度>

###### I-制限なし

主にポジティブな内容を含むコンテンツであり、10歳未満の児童に対して不適切な情報・表現が公開される可能性のないもの。

###### II-10歳未満非推奨

10歳以上の公衆を対象に許可されるコンテンツの場合、穏やかな(ソフトな)暴力的表現や児童に対して不適切な言語表現を含むことが許される。

###### III-12歳未満非推奨

12歳未満を対象としないコンテンツの場合、物理的な攻撃・薬物の使用・性的なものを想起させる表現が含まれる。

###### IV-14歳未満非推奨

14歳未満を非推奨とするコンテンツの場合、暴力や性的言語が強調された表現が含まれる。

###### V-16歳未満非推奨

16歳未満を非推奨とする場合、拷問・自殺・強姦・全裸などのコンテンツが含まれる。

## VI-18 歳未満非推奨

18 歳未満を非対象(成人のみを対象)とする場合、性行為・近親相姦・性的虐待・反復的な拷問・身体の切断といったより強烈的な性的・暴力表現が含まれる。

同省令は保護者によって児童のコンテンツの視聴が管理されることを目的に、法務省が確かな情報と教育的観点から年齢別レーティングを告示しなくてはならないという義務を規定しているものである。企業は法務省にレーティングの評価を依頼し、評価されたレーティングを製品に表示しなくてはならず、評価が行なわれていないあるいは評価に適用されなかった製品の販売は禁止されている。レーティングの表示によって、個人・家族が不適切な製品から保護されることになるが、あくまで保護者や教育者を対象とした警告・年齢別指定であり、これらの製品の販売・購入が規制されるものではない。

### 1-5. ブラジルの青少年保護法について

ブラジルにはインターネットに特化した青少年保護に関する法律は存在しないが、人権宣言の基本方針を適用し、一般的な青少年の基本的な保護を目的とした「青少年児童法(Estatuto da Criança e do Adolescente -ECA)」がある。同法は青少年を社会の中心関心へと引き上げた 1988 年ブラジル憲法の延長として 1990 年 7 月 13 日付法令 8069 号によって制定された。人々が交流する公共空間であるインターネットにも適用されると考えられ、全ての権利・義務が保証される必要がある。

同法は児童・青少年の年齢の定義(児童:12 歳未満、青少年:12 歳~18 歳未満)や刑事責任年齢などの国連総会決議などで定められる普遍的な内容が織り込まれている。よって、未成年によりインターネットを利用した非行があった場合には同法によれば罪に問われることはなく、保護対策や社会教育対策の対象となると考えられる。

インターネットアクセスに関する青少年保護ではないが、インターネット上における未成年者の性行為・わいせつ写真に関するコンテンツの製作・複製・収録などを犯罪行為として取り扱う内容が、2008 年 11 月 25 日付法令 11829 号にて青少年児童法の第 240 条及び第 241 条に含められている。

その内容には *sex*(セックス) および *texting*(メッセージ送信) の二つの英単語を合わせた混成語である「セクスティング」に対する規制も行なわれており、最近青少年や未成年者により、携帯電話・電子メール・チャット・ソーシャルネットワークサイトなどを利用し自身のヌードまたはセミヌードを撮った写真や性的なメッセージを送る行為が頻繁に発生しており、このような行為は児童ポルノとして扱われる可能性があり、犯罪行為に相当すると規定されている。

## 2. ホットライン

### 2-1. ホットライン「Safer Net」

ブラジルにおいては 2005 年 12 月 20 日に設立された「Safer Net」という民間営利団体が存在し、連邦検察省との連携のもと国家サイバー犯罪通報センター(Central Nacional de Denúncias de Crimes Cibernéticos)をインターネット上で運営している。次に「Safer Net」の概要を示す。

団体名	Safer Net
創立年	2005 年 12 月 20 日
本社所在地	バイア州サルバドール市
Web サイト	<a href="http://www.safernet.org.br/site/">http://www.safernet.org.br/site/</a>
ホットラインとしての活動内容	インターネット上の性的暴力・人種差別・ネオナチズム・動物虐待などのコンテンツに対する匿名での通報の受付を行ない、その後関係機関(連邦検察省など)に通知し、対処のモニタリングを実施。
その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人権保護、特に青少年保護法、食料・栄養安全の促進に関する専門・技術的知識の構築・公表</li> <li>• サイバー犯罪に対処するためのソフトウェアに関する文書・ツール・アプリケーションの開発</li> <li>• サイバー犯罪・表現の自由などの国会での活動の情報収集・分析</li> <li>• インターネットの適切な利用に関するキャンペーン(雑誌・書籍・ニュース・公共政策の方針となるレポートの発行)</li> </ul>
関係機関	<p>連携: 連邦検察省</p> <p>関連団体: インターネット業界団体、連邦政府、国会、警察当局、民間団体、大学、財団</p> <p>※詳細は後述「メンバー制度」参照</p>

## 2-2. 「Safer Net」の対応手順

1. インターネットを介して、まずインターネットにおける人権侵害・青少年保護などのあらゆる情報の通報を受け付け
2. 通報の内容の確認と分析・分類
3. 分類された通報を関係当局に通知。例えば児童ポルノ・人種差別・同性愛嫌悪・ネオナチズムに関する問題は連邦検察省へと通知。また脅迫罪(刑法第 147 条)、誹謗罪(刑法第 138 条)、名誉毀損罪(刑法第 139 条)、傷害罪(刑法第 140 条)、偽証罪(307 条)に関する犯罪は、被害者自身が裁判所に告訴する必要があることから、告訴のプロセスのオリエンテーションを実施する。

※なお、通報を受けた連邦検察省などの政府機関はインターネットの規制を実施するなどの措置は行なっていない。現在のところ既存の法律の不備により、インターネット上での犯罪が罰せられないことを避けるために法律へインターネット環境に関する内容を含める活動を行なっている。

## 2-3. 「Safer Net」のメンバー制度

同協会はインターネットにおける児童ポルノ根絶のためのプロジェクト・研究のために当初設立されたのもあり、理事会は学者・研究者によって構成される。

ただし同協会は、倫理的で責任感あるインターネット利用の実現には公共機関・民間企業・団体の参加が不可欠であると認識しており、パートナーを構築している。これらのパートナーは理事会のメンバーとして選出されることはないが、会合における発言が認められている。

パートナーの構築は、下記に該当しないことが条件となっている。下記のような団体に対しては一切の寄付・施設供与の支援を受け付けず、関係を持たないことになっている。

- ・タバコ・アルコール飲料・軍需品を取り扱う団体
- ・児童労働や児童の売春・性的労働を行なう団体
- ・汚職と関わりを持つ団体

パートナーとの協定、パートナーからの援助・寄付の受け付けや取り消しに関する判断は同協会の理事長により決定され、企業や他の機関によって要請・支援される同協会の活動・研究・技術開発

は非営利的で公益利益のみを考慮したもののみとなっており、パートナーと契約を結ぶ場合、同方針に関する宣誓書を取り付けることとなっている。

パートナー提携に関する「Safer Net」への問い合わせ先: [comunicacao@safernet.org.br](mailto:comunicacao@safernet.org.br)

## <現在の「Safer Net」のメンバー>

### 【理事会メンバー(2011年～2015年)】

理事長:	Thiago Tavares Nunes de Oliveira
事務局長:	Rodrigo Nejm
会計担当:	Carlos Alberto Teles Sena
監査役:	Aurélio A. Heckert Caio Sacramento de Britto Almeida Daniel Coelho Cunha

### 【パートナー】

- 連邦検察庁
- 連邦検察庁支部  
(サンパウロ、リオグランデ・ド・スル、ゴイアス、ペルナンブッコ、パラナ、リオ・デ・ジャネイロ)
- 州検察庁
- 州検察庁支部(リオ・デ・ジャネイロ)
- 法務省連邦警察局
- 大統領府人権局
- AB ECS(ブラジルクレジットカードサービス会社協会)
- 議会調査委員会
- Childhood Brasil
- NIC.br (CGI.br)
- Petrobras
- Google
- MySpace
- Teles.

## 2-4. ホットラインとしての州警察のインターネット犯罪特別部署

「Safer Net」の他には、各州警察によってインターネット犯罪を取り扱う特別な部署が 11 州に設置されているため、これらの部署に問合せることも可能である。このインターネット犯罪特別部署はコンピューターやインターネットなどの高度な技術を利用した犯罪の調査を実施することを目的としている。主には他部署より調査の要請を受け支援することを活動としているが、インターネット犯罪の通報を受け「Safer Net」と同様に関係当局に通知することや電子メールにてインターネット犯罪の被害者に対する助言などの取り組みを行なっている。

### <各州のインターネット犯罪特別部署コンタクト先>

#### 【連邦区】

部署名:	Polícia Civil - Divisão de Repressão aos Crimes de Alta Tecnologia (DICAT)
住所:	Sia Trecho 2, Lote 2.010, 1º andar, Brasília- Distrito Federal.
電話番号:	(061) 3462-9533
E-mail:	dicat@pcdf.df.gov.br

#### 【エスピリト・サント州】

部署名:	Polícia Civil - Delegacia de Repressão a Crimes Eletrônicos
住所:	Avenida Nossa Senhora da Penha, 2290, Bairro Santa Luiza, Vitória - Espírito Santo
電話番号:	(027) 3137-2607 / 3137-9078
E-mail:	nureccel@pc.es.gov.br
Web サイト:	<a href="http://www.pc.es.gov.br/">http://www.pc.es.gov.br/</a>

#### 【ゴイアス州】

部署名:	Polícia Civil - Setor de Análise da Gerência de Inteligência da Polícia Civil
電話番号:	(062) 3201-6352 /6357

#### 【マトグロッソ・ド・スル州】

部署名:	Polícia Civil - Delegacia Virtual de MS
住所:	Rua Des. Leão Neto do Carmo,

	154 – Parque dos Poderes, Campo Grande - MS
電話番号:	(67) 3318-7981
E-mail:	devir@pc.ms.gov.br
Web サイト:	<a href="http://devir.pc.ms.gov.br/#">http://devir.pc.ms.gov.br/#</a>

## 【ミナスジェライス州】

部署名:	DEICC - Delegacia Especializada de Investigações de Crimes Cibernéticos
住所:	Av. Nossa Senhora de Fátima, 2855 - Bairro Carlos Prates - Belo Horizonte - M.G
電話番号:	31-3212-3002

## 【パラ州】

部署名:	Polícia Civil - Delegacia Virtual
E-mail:	comunicacao@policiacivil.pa.gov.br
Web サイト:	<a href="http://www.delegaciavirtual.pa.gov.br">http://www.delegaciavirtual.pa.gov.br</a>

## 【パラナ州】

部署名:	Polícia Civil - Núcleo de Combate aos Crimes Cibernéticos (Nuciber)
住所:	Rua José Loureiro, 376, 1º Andar, sala 1, Centro, Curitiba- Paraná
電話番号:	(041) 3323 9448
E-mail:	ciber Crimes@pc.pr.gov.br

## 【ペルナンブッコ州】

部署名:	Polícia Civil - Delegacia Interativa
E-mail:	policiac@fisepe.pe.gov.br
Web サイト:	<a href="http://www.policiacivil.pe.gov.br/">http://www.policiacivil.pe.gov.br/</a>

## 【リオ・デ・ジャネイロ州】

部署名:	Polícia Civil - Delegacia de Repressão aos Crimes de Informática (DRCI)
住所:	Rua Professor Clementino Fraga, nº 77, Cidade Nova (prédio da 6ª DP), Rio de Janeiro- Rio de Janeiro

電話番号:	(021) 3399-3200/3201/3203
E-mail:	drci@policiacivil.rj.gov.br / drci@pcerj.rj.gov.br

## 【リオ・グランデ・ド・スル州】

部署名:	Delegacia de Repressão aos Crimes Informáticos (DRCI) junto ao Departamento Estadual de Investigações Criminais (DEIC)
住所:	Av. Cristiano Fischer, 1440 - Porto Alegre / RS - CEP: 91410-000
電話番号:	(051) 3288.9815、3288.9817
E-mail:	drci@pc.rs.gov.br
Web サイト:	<a href="https://www.delegaciaonline.rs.gov.br/dolpublico/index.jsp">https://www.delegaciaonline.rs.gov.br/dolpublico/index.jsp</a>
Twitter:	<a href="http://twitter.com/#!/delegaciaonline">http://twitter.com/#!/delegaciaonline</a>

## 【サンパウロ州】

部署名:	Polícia Civil - 4ª Delegacia de Delitos Cometidos por Meios Eletrônicos – DIG/DEIC
住所:	Avenida Zack Narchi, 152 - Carandiru, São Paulo - São Paulo
電話番号:	(011) 2221-7030、6221-7030、6221-7011 (ramal 208)
E-mail:	4dp.dig.deic@policiacivil.sp.gov.br

### 3. 規制に関する問い合わせ先

#### 3-1. インターネット管理評議会

現在のところ冒頭で述べたようにアクセスの規制などは行なわれていないため、規制を統括している機関も存在しない。しかし通信省・科学技術省庁により開かれるインターネット管理評議会(CGI: Comitê Gestor da Internet)が存在し、インターネット関連の議題に関しては同評議会に対し申し立てることができる。

同評議会は通信省と科学技術省との省令 147 号によって設立され、2003 年 9 月 3 日大統領令 4829 号により、評議会の目的を技術品質・イノベーション・サービスの普及ブラジルの全てのインターネットサービス事業を調整・統合することと改正された。政府・企業・半官半民・学会のメンバーによって構成されている同評議会は、インターネットの導入・管理・使用を含む決定に民間の参加を実現した統制モデルであり、2004 年からは政府とインターネットに関する審議の参加のため民間より代表者の選出を行なっている。

#### 【インターネット管理評議会】

Web サイト: <http://www.cgi.br/>

コンタクト(E-mail のみ): [info@cgi.br](mailto:info@cgi.br)

#### <インターネット管理評議会の目的>

- インターネットにおける活動の規制に関する規則・プロセスの提案
- インターネットに関する技術の標準化・操作手順の推奨
- インターネットの使用・開発に関わる戦略的指針の確立
- サービスやネットワークセキュリティに関する研究・技術の標準化の促進
- インターネットアドレス(IP アドレス)・ドメイン名(.br)の登録の調整
- インターネットサービスに関する統計・指標などの情報の収集・整理・公開

#### <インターネット管理評議会メンバー>

公的機関代表:

- 科学技術省  
【参加名義】Virgílio Augusto Fernandes Almeida  
【代理人】Rafael Henrique Rodrigues Moreira
- 大統領府  
【参加名義】Ivo da Motta Azevedo correa  
【代理人】André Barbosa Filho
- 通信省  
【参加名義】Paulo Bernardo Silva  
【代理人】Maximiliano Salvadori Martinhão
- 国防省  
【参加名義】Adriano Silva Mota  
【代理人】Sebastião Cleto Spotto
- 商工開発省  
【参加名義】Luiz Antônio de Souza Cordeiro  
【代理人】Sidnei Yokohama, suplente
- 企画予算管理省  
【参加名義】Delfino Natal de Souza  
【代理人】João Batista Ferri de Oliveira
- 電気通信庁  
【参加名義】Ronaldo Mota Sardenberg  
【代理人】José Alexandre Novaes Bicalho

- **ブラジル科学技術開発審議会**  
【参加名義】Ernesto Costa de Paula  
【代理人】Geraldo Sorte

- **ブラジル科学技術局長評議会**  
【参加名義】Odenildo Teixeira Sena  
【代理人】Alípio Santos Leal Neto

**民間人代表:**

- **インターネットに関する知識人代表**  
Demi Getschko

**民間企業代表:**

- **インターネットアクセス・コンテンツ業界**  
【参加名義】Eduardo Fumes Parajo ※ブラジルインターネット協会 (Abranet) 会長  
【代理人】Ricardo Lopes Sanchez ※ブラジル小規模インターネットプロバイダー協会 (Abrapitt) 会長
- **情報通信インフラ業界**  
【参加名義】Eduardo Levy Cardoso Moreira ※Telebrasil 社業務執行取締役  
【代理人】Alexandre Annenberg Netto ※Sebratel 社顧問
- **コンピューター・情報通信・ソフトウェア業界**  
【参加名義】Henrique Faulhaber ※Calandra Soluções 社代表取締役  
【代理人】Norberto Dias ※Telecom 社代表取締役
- **ユーザー企業代表**  
【参加名義】Cássio Jordão Motta Vecchiatti ※Datacast 社代表取締役

【代理人】Nivaldo Cleto ※ Clássico Consultoria, Auditoria e Tecnologia Contábil 社共同出資者

## 第三セクター代表:

【参加名義】Sergio Amadeu da Silveira

【参加名義】Veridiana Alimonti

【参加名義】Carlos Alberto Afonso

【参加名義】Percival Henriques de Souza Neto

【代理人】José Ricardo Negrão

【代理人】Vitor Hugo das Dores Freitas

【代理人】Marcus Aurélio Ribeiro Manhães

【代理人】Flávia Lefèvre Guimarães

## 学会代表:

【参加名義】José Luiz Ribeiro Filho

【参加名義】Flávio Rech Wagner

【参加名義】Lisandro Zambenedetti Granville

【代理人】Omar Kaminski

【執行長官】Secretário executivo: Hartmut Richard Glaser

## 4. インターネット規制監査団体

本レポートの冒頭にも述べたが現在のところインターネットの規制は存在しないことから、規制を監査する民間団体は存在しない。今後規制が出てきた場合には、インターネット関連団体より企業の共通意見を申し立てることが考えられることから、下記に参考のため関連団体を示す。

### 4-1. ブラジルインターネット協会

団体名	ブラジルインターネット協会 (Abranet: Associação Brasileira de Internet )
住所	Rua Tabapuã, 627 - 3o. Andar - Itaim Bibi - São Paulo-SP - Brasil - CEP: 04533-012
Web サイト	<a href="http://www.abranet.org.br/">http://www.abranet.org.br/</a>
電話番号	(11) 3078-3866
E-mail	gerente@abranet.org.br
活動内容	インターネットの発展を目的にプロバイダ企業の促進を実施。
備考	当初はブラジルインターネットアクセス・サービス・情報プロバイダ協会 (ABPASIRI)と命名されていたが、インターネットにおける経済活動全体に範囲を広げるため現在の協会名に変更している。
加盟企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• UOL Host</li> <li>• MegaTelecom</li> <li>• Sunrise Net</li> <li>• Neger Telecom</li> <li>• Locaweb など</li> </ul>

#### 4-2. ブラジル小規模インターネットプロバイダ協会

<b>団体名</b>	ブラジル小規模インターネットプロバイダ協会 (Abrappit: Associação Brasileira de Pequenos Provedores de Internet e Telecomunicações )
<b>住所</b>	Rua São Paulo, 1633 - Centro - CEP 13560-340 São Carlos - SP
<b>Web サイト</b>	<a href="http://abrappit.org.br">http://abrappit.org.br</a>
<b>電話番号</b>	(19) 9767-5511
<b>E-mail</b>	presidente@abrappit.org.br
<b>活動内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業と専門家の関係強化、政府の規制などからの加盟企業の保護</li> <li>• 加盟企業に有益な調査・サービスの実現</li> <li>• 他の機関・協会との協力</li> <li>• 通信・プロバイダ業界の活動の統一</li> <li>• 世界技術標準に相応する高い品質の接続・サービスのインフラを保障する政策・方針の固守</li> <li>• インターネット分野の技術開発・人材育成・人材確保の政策・方針の固守</li> </ul>
<b>加盟企業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Inatel</li> <li>• Fittel</li> <li>• Lucent Technologies do Brasil</li> <li>• Rede Global Info など</li> </ul>

ブラジルにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用

---

2012年3月発行

著作・発行 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部

〒107-6006 東京都港赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

---

Copyright © 2012 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載